

12月10日の本会議において、福祉教育常任委員会に付託を受けました議案第111号について、12月15日に開催した委員会の審査結果を報告します。

議案第111号湖南省社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定については県による一級河川野洲川の河川改修工事で、市が河川占用許可を有している野洲川運動公園の一部に築堤をするため、河川改修の支障となる範囲について、県に返還し、多目的グラウンドの利用を取り止めることから、湖南省社会体育施設条例の別表4使用料の表から多目的グラウンドの項目を削ると説明がありました。

主な質疑は次のとおりです。

今後、利用者の駐車場は、甲西大橋の下のところだけかとの質疑に対して、甲西大橋の下の駐車場を利用させていただく事になります。駐車場の利用について、利用者に支障がないように、今後も県と安全面を優先に協議を進めていきますとの答弁でした。市民への周知方法と区長会への説明はあったのかとの質疑に対して、多目的グラウンド部分と、テニスコートの一部は、現在、利用の申し込みは、停止しています。また市民の皆さんには広報等で周知を図ります。今のところ区長会に説明はしていないが、必要に応じて検討をするとの答弁でした。多目的広場は、今までどの様な方が利用されていたのかという質疑に対して、多目的グラウンドの利用は、単独の利用よりは、他の野球場、テニスコートなどで大会等がある時に、ウォーミングアップ場として使用されることが多かったとの答弁でした。様々な情報発信のチャンネルで周知をしていくべきではないかとの質疑に対して、広く周知していくのは大事ですし、恒常的に利用されていた団体には個別に周知しているとの答弁でした。

その後、討論はなく採決の結果、議案第111号については、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。